

令和5年度第3回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和5年5月31日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第3回定例会議事日程

- 1 日 時 令和5年5月31日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第8号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
 - 第2 第9号議案 令和5年度6月補正予算の調製依頼について
 - 第3 第10号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 第4 第11号議案 令和4年度(2022年度)八王子市教育委員会表彰(追加表彰)について
- 4 協議事項
 - ・市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策について(教育指導課)
- 5 報告事項
 - ・令和5年度優良PTA文部科学大臣表彰に係る被表彰候補団体の推薦について(地域教育推進課)
 - ・令和5年度(2023年度)学級編制の状況について(学務課)
 - ・令和5年度(2023年度)指定校変更及び学校選択の結果について(学務課)
 - ・令和5年度(2023年度)八王子市奨学生の決定について(学務課)
 - ・いじめ防止対策推進法第28条における調査について(教育指導課)
 - ・令和5年春の叙勲の受章について(教職員課)
 - ・公用自転車による交通事故に係る損害賠償の和解について(教職員課)
 - ・公用自転車による自動車損傷事故に係る損害賠償の和解について(教職員課)
 - ・IFSCボルダークワールドカップ2023八王子の開催支援等の結果について(スポーツ振興課)

第3回定例会追加議事日程

- 1 日 時 令和5年5月31日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件

第1 第12号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱に関する事務
処理の報告について

- 4 報告事項

・いじめ防止対策推進法第28条の調査報告書について (教育指導課)

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	川 島 弘 嗣
委 員	柴 田 彩千子
委 員	伊 東 哲
委 員	保 坂 暁 子

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	今 川 邦 洋
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	松 土 和 広
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	武 井 博 英
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一

学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	大日向 由紀子
特別支援・情報教育担当課長	米 村 勇
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	鴨 狩 淳 一
統 括 指 導 主 事	北 川 大 樹
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍一郎
日本遺産推進担当課長	秋 山 和 英
生涯学習政策課長	鶴 田 徳 昭
放 課 後 児 童 支 援 課 長	倉 田 直 子
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	谷 靖 之
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 取 久 満
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	叶 清
こ ど も 科 学 館 長	飯 塚 由 則
図 書 館 課 長	一 杉 昇 子
図書館企画調整担当課長	堀 内 栄 史
図書館分館担当課長	鈴 木 秀 吾
教育指導課指導主事	大野木 寛
教育指導課指導主事	上 野 仁 弥
地域教育推進課主査	渡 辺 巧
学 務 課 主 査	畑 中 浩 二
教職員課課長補佐兼主査	馬 場 巧 太
教育総務課課長補佐兼主査	長 井 優 治
教育総務課主任	寺 田 美 緒
教育総務課主事	国 広 実 莉
教育総務課会計年度任用職員	羽 山 あゆ美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和5年度第3回定例会を開会いたします。

はじめに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、伊東哲委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日追加議事日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和5年度（2023年度）学級編制の状況について」、「令和5年度（2023年度）指定校変更及び学校選択の結果について」、「令和5年度（2023年度）八王子市奨学生の決定について」及び「第3回「本のPOPコンテスト」の実施について」は資料配付のみの報告といたしたいと思います。

なお、第9号議案及び協議事項「市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策について」は、未だ意思形成過程のため、また第8号議案、第11号議案、報告事項「いじめ防止対策推進法第28条における調査について」及び「いじめ防止対策推進法第28条の調査報告書について」については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第3 第10号議案 八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び

委嘱について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

谷スポーツ振興課長　それでは第10号議案　八王子市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について、御説明いたします。

スポーツ推進審議会につきましては、スポーツ推進計画やスポーツ施設及び設備など、スポーツ施策について教育委員会の諮問に応じ、調査・審議し、教育委員会に建議することが所掌事務となっております。

はじめに、委員の解嘱について御説明を申し上げます。

人事異動により、木内苗津子委員が江東区教育委員会教育支援課に異動となり、本人より委員の辞職の申し出があったため、令和5年5月31日をもって解嘱するものでございます。

次に、委員の候補者について御説明を申し上げます。今回委嘱する委員は三浦壮次氏でございます。人事異動に伴いまして、今回解嘱する木内苗津子委員の後任といたしまして、中学校校長会からの推薦に基づき委嘱するものでございます。三浦氏の委嘱期間につきましては、6月1日からスポーツ推進審議会委員の残任の任期であります令和7年6月30日までとなります。この任期につきましては、スポーツ推進審議会条例第3条の「委員の任期を3年とし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする」との規定によるものでございます。

説明は、以上です。

安間教育長　只今、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御質疑、御要望等はないようでございます。

本案について、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　賛否の御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

只今、議題となっております第10号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第10号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 追加議事日程 第12号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、学務課から説明願います。

中野学務課長 それでは、第12号議案 八王子市奨学審議会委員の解嘱及び委嘱に関する事務処理の報告について、御説明いたします。

詳細につきましては、担当の畑中主査から御説明いたします。

畑中学務課主査 このたび市議会議員選挙が行われたことに伴い、八王子市議会議長から奨学審議会委員変更の通知がございました。任命年月日につきましては、総合経営部より「令和5年5月26日で統一」との通知があったため、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において委員の解嘱及び委嘱の事務処理を行いました。本議案につきましては、同規則第4条第2項の規定により、教育委員会の承認をお願いするものでございます。

解嘱する委員及び新たに委嘱する委員につきましては、議案の裏面及び関連資料を御覧ください。

解嘱日は市議会議員の任期満了に伴い、令和5年4月30日となります。また、新たに委嘱する委員につきましては、令和5年5月26日から奨学審議会委員の現在の任期であります令和6年7月31日までとなります。これは八王子市奨学審議会規則第3条第3項の「委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」という規定に基づくものでございます。

説明は、以上です。

安間教育長 只今、学務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

八王子市奨学審議会委員の所掌事項というのはどのようなことですか。資料では読み取れないのですけれども。

中野学務課長 委員の所掌事項でございますが、奨学金の申請があった方に対しまし

て、事務局のほうで成績等を基に順位づけをさせていただいたものにつきまして、御説明を差し上げて御審議、御承認をいただいている、そのようなことを行っている委員の方々でございます。

伊東委員 ありがとうございます。年間どのくらいの審議が行われているのですか。

中野学務課長 年1回、3月末に毎年審議会を開催させていただきまして、その場で御審議いただいているところでございます。

安間教育長 他にございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、本案について、賛否の御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、お諮りいたします。

只今、議題となっております第12号議案については、提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

よって、第12号議案については、そのように承認することにいたしました。

安間教育長 続いて、報告事項となります。

地域教育推進課から報告願います。

高橋地域教育推進課長 それでは、報告事項 令和5年度優良PTA文部科学大臣表彰に係る被表彰候補団体の推薦について、御報告申し上げます。

詳細につきましては、渡辺主査から行います。

渡辺地域教育推進課主査 それでは御報告いたします。

本件は、優秀な実績を挙げている単位PTAを表彰するため、文部科学省で行っている表彰制度となります。詳細は別紙1、文部科学大臣決定による優良PTA文部科学大臣表彰要綱を御確認ください。

本市教育委員会としてこの表彰制度への候補団体への推薦が決定したため、報告するものでございます。

報告事項資料を御覧ください。

はじめに、(1)推薦団体は八王子市立松が谷中学校PTAです。

次に、(2)本団体の主な取組について、ア・イ・ウ・エの4点がございます。ア活動の効率化、イ地域との協力、ウ広報の強化及びデジタル化、エ防犯パトロール参加への環境整備及び防犯イメージの強化など、令和4年度の実績によるものです。

最後に、(3)推薦に至る経緯についてとなります。令和5年度表彰候補団体の推薦選出にあたり、別紙2優良PTA文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会などの設置要綱に基づき、八王子市中学校PTA連合会より本団体の推薦がありました。そして、教育委員会が設置の優良PTA文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会の審査を経て、本団体を表彰制度への推薦団体として決定し、東京都教育庁へ推薦いたしました。

報告は以上です。

安間教育長 只今、地域教育推進課からの報告は終わりました。

本件について御質疑、御意見、御要望等はありませんか。

私のほうから。前はどこの学校で、これまではどのような小・中学校が表彰されてきたのかという経緯の説明をお願いします。

高橋地域教育推進課長 この制度は令和4年度から実施をされております。これは小学校・中学校のPTA連合会との連携をさらに深めるため、またPTA活動についてのやりがい等を増加していただくために取り入れた制度でございます。令和4年度につきましては、中学校PTA連合会からの推薦により、市立由井中学校が受彰しております。今年度、小学校・中学校それぞれの連合会から推薦をいただこうと照会をしたところ、中学校のみ推薦がございましたので、そのまま松が谷中学校のPTAを推薦団体として審査をし、決定させていただいたものでございます。

安間教育長 分かりました。2年目ということで、これが2回目の表彰ということですね。

伊東委員 ありがとうございます。これはPTA連合会のほうから推薦があった団体をそのまま市教委として推薦しているということなのですけども、1団体しか推

薦がなかったということですか。それとも他に候補があったけれども、その中から団体のほうで絞りこんで、松が谷中学校にしたのですか。本市108校もあるので、1団体しか推薦しないというのは寂しいかと。その辺の経緯を教えてください。

高橋地域教育推進課長　こちらの推薦につきましては、小学校・中学校それぞれのPTA併せて1校が推薦枠ということで指定をされております。小学校・中学校それぞれの連合会からそれぞれの学校のPTAの推薦があった場合には、さらに八王子市の中で小学校・中学校どちらかに推薦枠を絞っていくということで最終的に東京都のほうに推薦を挙げていくという決まりになっています。東京都のほうにも小・中学校それぞれ推薦を挙げてもらっても良いか問い合わせもしたのですが、1団体でという回答によりこのような形になっております。

安間教育長　ほかにございましょうか。

柴田委員　1点質問があるのですが、最近では地域学校協働活動も盛んになってきていると思いますが、PTAの活動と地域学校協働活動の活動を一体化して実施している学校もあれば、PTA単体で行っているところもあれば、PTAではなく地域学校協働活動中心というところもあり、色々なパターンがあると思うのですが、松が谷中学校の場合はPTA単体での活動と捉えてもよろしいのでしょうか。

高橋地域教育推進課長　委員のおっしゃるように、地域学校協働活動また学校運営協議会、PTA、それぞれの団体が地域によって特色を出しながら活動していただいておりますので、画一的なところというものはございません。

松が谷中学校につきましては、PTAが中心となってこのような活動を行ったというところであります。いずれにしても、学校運営協議会と地域学校協働活動、これを一体的に本市では進めておりましたので、そろそろ学校を核とした活動については地域学校協働活動の色合いを濃く出していく必要もあると感じております。

柴田委員　分かりました。

安間教育長　ほかにございましょうか。

川島委員　今年度八王子市では2回目ということで、だんだんPTAの方々にも周知されてきていると思います。引き続き、小学校も頑張ってくださいような形で支援していただければと思います。

コロナ禍ということで、PTAなり保護者の動きというのもコロナ以前とは大分

形も変わってきているかと思うので、そのようなところでも先進的な活動をされている学校も耳にいたしますので、ぜひそのような方からも声を上げていただけるような機会を作っていただきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

伊東委員　これは私もよく分からないので伺いするのですが、この優良PTA文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会等設置要綱の推薦候補団体の選考のところ、第4条を見ますと、推薦候補団体を選考するにあたっての流れは、以下の通りとするとあって、(1)の文面を見ますと、教育委員会は、優良PTA文部科学大臣表彰推薦団体選考委員会を設け、という記述があるのですが、先ほどのお話だとPTA連合会からの推薦ということになっていて、教育委員会独自の選考委員会が設置されているという御説明ではないのですが、これは代替措置ということで、このような考え方で行われているのか、その辺教えていただきたい。

高橋地域教育推進課長　まず、PTA連合会に働きかけをしまして、推薦団体を推薦していただきます。その後、教育委員会のほうでそれを受領しまして、教育委員会の中で、部・課長から構成する審査委員会が別にございます。その審査を経て、最終的に推薦団体を決定していくという流れになります。

安間教育長　推薦という言葉が二重に使っているから誤解されやすいですね。

伊東委員　分かりました。

安間教育長　ほかに御質疑・御意見等、また御要望等も結構でございますが、ございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　毎年、八王子の頑張っているPTAの方々が表彰されると良いので、ぜひ事務局も努力をしてください。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　続いて、教職員課から報告願います。

櫻田教職員課長　令和5年春の叙勲の受章について、御報告いたします。

詳細は馬場課長補佐より説明いたします。

馬場教職員課課長補佐兼主査　令和5年春の叙勲の受章について、御説明いたします。

今回受章された方は1名で、齊藤孝司先生、元第六中学校校長です。受章内容は瑞宝双光章です。発令日は令和5年4月29日です。

なお、本受章者の推薦については令和4年4月3日教育委員会定例会第5号議案にて議決をいただいております。

説明は以上です。

安間教育長 只今、教職員課からの報告は終わりました。

本件について御質疑・御意見・御要望等はありませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 教育委員一同、齊藤先生に祝意を表したいというように思います。

それでは本件も報告として承らせていただきます。

安間教育長 引き続きまして、教職員課から2件続けて報告願います。

櫻田教職員課長 公用自転車による交通事故に係る損害賠償の和解について及び公用自転車による自動車損傷事故に係る損害賠償の和解について、の2件を御報告いたします。

詳細は担当の馬場課長補佐から説明いたします。

馬場教職員課課長補佐兼主査 それでは、公用自転車による交通事故に係る損害賠償の和解について、御説明いたします。

本件は、八王子市立学校の教員が公務中に公用自転車で交通事故を起こし、相手方の自動車に損傷を与えたことから損害賠償金を支払い、和解するものであります。

和解の内容については、八王子市が相手方に車両の修理費用の2割に相当する4万2,458円を支払うことで、双方本件に関し、今後この金員を除き一切の請求をしないとしております。

交通事故の詳細につきましては、定例会報告資料の裏面、4経過の説明(1)のとおりにとなります。市長による専決処分を経て、令和5年5月22日に示談が成立し、損害賠償金の支払いは6月6日を予定しております。

続きまして、公用自転車による自動車損傷事故に係る損害賠償の和解について、御説明いたします。

八王子市立学校の教員が公務中に公用自転車で事故を起こし、相手方の自動車に損傷を与えたことから損害賠償金を支払い、和解するものであります。

和解の内容については、八王子市が相手方に車両の修理費用の全額である19万8,968円を支払うことで、双方本件に関し、今後この金員を除き一切の請求をしないとしております。

交通事故の詳細につきましては、報告資料の裏面、4経過の説明(1)のとおりとなります。市長による専決処分を経て、令和5年5月2日に示談が成立し、損害賠償金の支払いは5月16日に完了しております。

本件2件についての説明は以上となります。

安間教育長 只今、教職員課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑・御意見・御要望等ございませんか。

保坂委員 2件とも自転車のほうには、損傷はなかったのでしょうか。

馬場教職員課課長補佐兼主査 1件目の交通事故に係る損害賠償の和解についてですが、自転車が走行中に走行する自動車と接触したという事故になるのですが、若干自転車は損傷しています。ただ修理をするほどではないというところで、運転をしていた教員のほうにも特にけがはなかったというところです。

2件目につきましては、駐車している自動車に一方的に自転車がぶつかったということで、自転車にも若干損傷はあったというところです。こちら側に10割過失があるということで、賠償というのを相手に請求することができないということになっております。

安間教育長 ほかにございましょうか。

伊東委員 私、今まで教育委員会定例会で、このような公用自転車の事故の報告はあまり聞いたことがなかったのですね。今回2件併せて御報告があつて、このように出張中に公用自転車を使ってお仕事をされている先生方はいらっしゃると思うのですが、このような事故が2件あったことを踏まえて今後の対策についてと、自転車に乗っている人の道路交通法上の責任などあるかと思いますが、このあたりについて教育委員会として学校への対策や周知など、どのようにされているのか教えていただけますか。

櫻田教職員課長 今回の事件も踏まえてであります、公用自転車でありまして車

両であることは間違いございません。また、道路交通法などが改正されたことにより、ヘルメットの義務化などもあります。このようなことも踏まえて、安全衛生委員会ですとか校長会などを通じて、今後も車両の運転も含めた安全運転の徹底というものをしていきたいと思っております。

安間教育長　ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　今、伊東委員のほうからも御質問がありましたけれども、西山指導担当部長のほうからも教員に対して、くれぐれも公務員という立場であるから、業務中にかかわらず職の信用を傷つけるという副次的なものや、損害賠償は国家賠償法によって自分がするものではないこと、その辺の自覚もしっかり持てるように繰り返し御指導をお願いいたします。

それでは報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　続きまして、スポーツ振興課から報告願います。

谷スポーツ振興課長　それでは、令和5年4月21日から4月23日までに開催されました、IFSCボルダークラウドワールドカップ2023八王子における開催支援などについて、御報告いたします。

まず、「ボルダークラウド」という表現ですが、前回の大会までは「ボルダリング」と表現されておりました。これは、世界的には「ボルダークラウド」というのが一般的な呼び方ということで、日本の団体であります日本山岳・スポーツクライミング協会が、この4月1日に「ボルダークラウド」という表現に統一するという形になってございます。種目については、基本的に変更はございません。

2の来場者数です。3日間におきまして総来場者数が5,135人となっております。この数字につきましては、選手、スタッフ及びメディア等の大会関係者数を含む来場者数となっております。また、現時点では主催者側からの速報値ということで、確定数値は若干変わる可能性がございます。主要選手につきましては40の国と地域から、男子91人、女子74人の計165人の方が参加しております。

3の市立小学校児童の無料観戦及び競技体験でございます。4月21日の予選の

際に、市立小学校の児童と教員を含めまして709人が会場を訪れ、国際大会を生で観戦し、競技体験も行いました。参加した小学校は第五小学校以下6校、こちらの資料に記載したとおりの学校でございます。

4の市の開催支援及び取組につきましては、一覧のとおりではございますが、(6)市民の観戦無料招待というものを22日・23日で行っております。こちらのほうでは417の方が観戦しております。

また、先ほどの学校単位の観戦ではなく、独自に無料観戦に来られた市内の小・中学生が25人いらっしゃいました。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑・御意見・御要望等ございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。これは小学校だけに限定したのでしょうか。中学校には招待などをしていないのですか。

谷スポーツ振興課長 最初の募集の段階では、小学校・中学校の両方に募集を行いました。その中で、実際に参加すると応募のあった学校が小学校6校ということになります。

伊東委員 この競技体験は、大変貴重な機会だと思うのですが、中学校の生徒にもこのようなことをやらせたいと、個人的に思っているのですね。これは何かPRなどは、されたのでしょうか。小学校しか応募がなかったことは非常に残念に思うのです。中学校の生徒に対する応募、中学校に対しての働きかけのような工夫をされたとか、そのようなことはあるのでしょうか。

谷スポーツ振興課長 小学校・中学校ともに校長会のほうで、私のほうからこのような大会がございますと説明させていただきました。せっかくトップレベルの選手が来られる機会ですし、学校単位での参加も可能になりますので、ぜひ御検討いただきたいという形で御案内等は差し上げたのですが、2月頃にそのようなことをしておりますので、その4月という短い期間の中ではなかなか都合がつかなかったかもしれないですね。

安間教育長 なかなか中学校教育課程ですと難しいかもしれませんね。

ほかにもございますか。

川島委員 御説明ありがとうございます。実際小学生が700名以上見学に来て、競技体験を行えたことは非常によかったと思うのですが、何点か教えていただきたいです。まずこの来場者数というのは、まだまだ余裕はある状況だったのか、これが観戦者数としてはいっぱいこれ以上は厳しい状況だったのかというのが1点と、今回初めてではないと思うのですけれども、次回以降といいますか、今後また八王子でこのようなワールドカップを開催する予定があるのか、もしないようであればそれを誘致するような何か考えがあるのかを教えていただきたいです。

谷スポーツ振興課長 まず来場者数につきましては、まだまだ観客席としては余裕がある状況でございました。フロア1階部分の指定席はほぼ完売できたということですが、自由席の部分は余裕があったというような状況でございます。また次回以降についてですが、八王子市としましては次回以降につきましても誘致をしていきたいと考えております。また来年度の開催地というものは確定しておりませんが、競技団体と市で調整をさせていただきます。

川島委員 分かりました。ありがとうございます。

安間教育長 ほかにございましょうか。

柴田委員 無料観戦と競技体験を学校単位ですることができたこと、子どもたちへのとても良い体験活動の提供だと思えます。

資料の4番の(6)の無料招待というところで、市内の小・中学生の観戦が25人あったとあるのですが、こちらは学校から申し込んだ児童・生徒とは別に家庭からの申込みというように理解してよろしいでしょうか。

谷スポーツ振興課長 そのような理解で間違いございません。

柴田委員 先ほど中学生が、こういった迫力あるワールドカップを観戦できる機会とこのを増やすために、教育課程の中で行うことは難しいけれども、個別での申し込みはその可能性がありそうなので、無料観戦の広報について次回も開催するのであれば、ぜひ中学生のほうにも重点的にお願いしたいと思えます。

安間教育長 ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 21日金曜日に小学生が観戦に行ったのですが、私が実際に子どもたち

の帰ってくるところに会って、子どもたちの様子を見たのですけれども、大興奮を
していて、先生たちも子どもたちも「すごかった。すごかった。」と感動にあふれて
いました。私は本当に良い経験だったのだらうと思います。ぜひ、その感動を持続
できるような手立てが欲しい。コロナ禍の前には学校の企画提案予算というものが
あって、第五小学校はそれを使ってボルダールの壁を安全な程度で作ってくれて、だ
から第五小学校の子どもたちは実際の競技体験をせずずっとフルで見えていたのだ
ですよと、このようなことを言っていました。ぜひ、そのような支援をしてあげてい
ただきたいと思います。

交通の便が良いところ、地の利はあると思いますけれども、エスフォルタアリー
ナですから、ぜひこのような機会をもっと広げてあげていただきたいというのは私
も同じ意見ですし、確かピンクシャツデーの時にはプロバスケットボールチームの
ビートレインズの試合も無料観戦させていただきましたよね。あのような機会をど
んどん私どものほうで学校のほうに情報提供をしてあげて、プロのこのような試合、
ましてや今回はワールドカップですからね。それを実際に生で見るというのはやは
り子どもたちにとっても大きな経験になると思います。ぜひ機会の拡充を教育指導
課と一緒に考えてください。要望しておきます。

それでは、本件も報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長 大変恐縮ですが、ここで公開の審議は終わります。委員の方々から何か
ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方々は御退席をお願いいたし
ます。

【午前10時04分休憩】